事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

99000000-2

労働保険料は「口座振替」が便利です

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます
メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！

申込用紙は、金融機関窓口にご提出ください！
※インターネット専業銀行については、裏面をご確認ください。

口座振替による納付のメリット

- 保険料納付のために毎回金融機関の**窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます**
- 納付の忘れや遅れがなくなるため、**延滞金を課される心配がありません**
 ※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます
- **手数料はかかりません**
- 保険料の引き落としに**最大約2か月ゆとりができます**

口座振替は通常の納期限よりもゆとりのある引き落とし

	全期または第１期	第２期	第３期
通常の納期限	７月１０日	１０月３１日※2	１月３１日※2
口座振替による納付日(引き落とし日)	**９月６日**※1	**１１月１４日**※1	**２月１４日**※1
ゆとり日数	**５８日**	**１４日**	**１４日**
申込締切日	**２月２５日**	**８月１４日**	**１０月１１日**

※１各該当日が土・日・祝日の場合は、その後の最初の金融機関の営業日となります。
※２労働保険事務組合は第2期、第3期の納期限と口座振替日は同じです。
※３各申込締切日後に申し込んだ場合、次の期(一括納付の場合は次年度)から振替となります。
※４保険料を一括納付（全納）している場合、第１期のみ引き落としが行われます。延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割の引き落としが行われます。延納（分割納付）を選択しているかについては、年度更新申告書の事業主控でご確認ください。

引き落とし前後にはハガキでお知らせ

- 口座振替日（引き落とし日）の約２～３週間前に振替金額や口座名義、振替日等をハガキでお知らせします。
- 引き落とし日から約３週間後に、引き落とし結果をハガキでお知らせします。
- 引き落としができなかった場合は、納付書をお送りします。

口座振替の申込方法は裏面をご覧ください

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

口座振替の申込方法

- 申込用紙は（**３枚１組です。**）、下記**厚生労働省のウェブサイトからダウンロード**できます。
 申込用紙に必要事項を記載の上、**３枚すべてを金融機関の窓口へ提出**してください（労働局・労働基準監督署には申込用紙の提出はできません。）。

厚生労働省ウェブサイト内　労働保険料等の口座振替納付

労働保険　口座振替　検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

- インターネット専業銀行を利用する場合、上記厚生労働省ウェブサイトをご参照いただき、指定の提出先にPDFファイルをメールでご送付いただくか、ご郵送ください。
 インターネット専業銀行以外の金融機関のネット支店で口座振替をご希望の場合は、受付可能な窓口のある支店にて申し込むことが可能です。申し込み方法は、口座振替を希望する金融機関にご確認ください。

※労働保険料の口座振替納付ができる金融機関については、厚生労働省ウェブサイト（上記）でご確認ください。一部金融機関では対応していない場合があります。

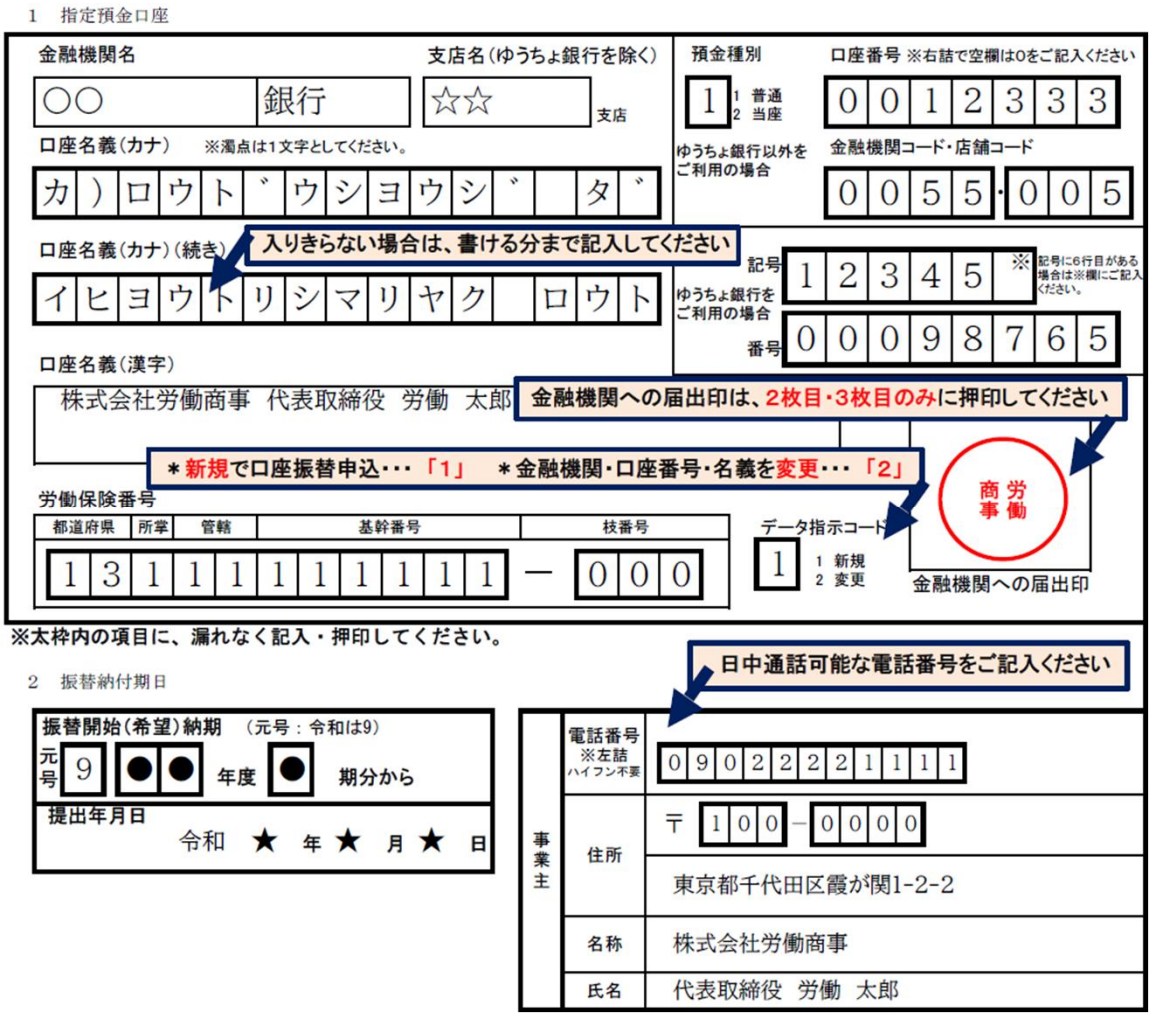
口座振替の申込用紙（口座振替依頼書）の記入ポイント

①申込用紙内の「指定預金口座」欄、「振替開始(希望)納期」欄及び「事業主」欄をもれなくご記入ください(右記参照。)。

②労働保険番号は、枝番号までご記入ください。

③複数の労働保険番号がある場合は、各番号ごとのお申込みが必要です。

④「口座振替」にしていただいた場合、「年度更新の申告書」は、電子申請でのご申告か、管轄労働局または労働基準監督署にご提出ください。



その他ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局また労働基準監督署までお問い合わせください。